

高松市監査委員告示第14号

地方自治法第199条第1項、第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見等を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

また、同条第12項の規定により、措置内容を併せて公表します。

平成20年11月20日

高松市監査委員	谷本繁男
同	吉田正己
同	中村順一
同	岡下勝彦

平成20年度定期監査結果報告等について

第1 病院部定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成19年度および平成20年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対		象	期 間
部	課 等	事 務	
病院部	経営管理課 市民病院事務局 塩江病院事務局 香川病院事務局	平成19年度および平成20年4月1日から同年8月25日までの財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理	平成20年8月26日から同年10月6日まで

(2) 監査の方法

平成19年度および平成20年度の財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）および第15項（組織および運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとって行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務の執行および事業の管理については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 適正な契約書を作成すべきもの

産業廃棄物の運搬、処分等を委託する場合は、委託契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第4項、同法施行令第6条の2第3項の規定に基づき、委託する産業廃棄物の種類および数量などの条項を規定しなければならないが、高松市民病院給食場グリストラップ清掃業務委託契約については、これらの条項が盛り込まれていない請書により契約を締結しているため、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、これらの規定に基づき適正な契約書を作成し、契約を締結されたい。

(市民病院事務局)

イ 委託契約の検収調書の確認に係る決裁を適正にすべきもの

検収調書の確認に係る決裁の取扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第19項第2号で、一の支出負担行為について2回以上の確認を必要とする場合、それぞれの確認に係る金額を支出負担行為に係る金額とみなし、支出負担行為何の表および同項第1号の規定を適用した場合における専決者の決裁を受けなければならないが、平成20年度高松市民病院医事業務委託の検収調書に係る決裁処理は、確認に係る金額が支出負担行為何の表では副市長の専決事項に相当し、その場合は、部長の決裁を受けるべきところ、事務長決裁で事務処理しているため、今後、同種の検収調書の決裁を受ける場合には、同規定に基づき適正に事務処理されたい。

(市民病院事務局)

ウ 公文書公開に係る公・非の事前判断結果の記載を適正にすべきもの

文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記入することとされ、また、同手引の第5章第3節第4項では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公開と判断されないものについて、部・時・非と表示するとともに、判断基準から理由を選び、その記号を記入することとされているが、塩江病院事務局における各種伺決裁の起案用紙には、内容に個人情報が含まれているにもかかわらず、「公」と記載されており、誤った事務処理となっているものが見受けられたので、今後、伺決裁を起案する場合には、適正な事務処理を行われたい。

(塩江病院事務局)

エ 契約に係る事務を適正にすべきもの

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定し、また、高松市契約事務処理要綱第51条では、契約の相手方が決定した場

合は、見積りの状況を明らかにする書類および契約に必要な書類を作成し、契約締結について市長の承認を得なければならないと規定されているが、平成19年度受水槽清掃業務委託および平成19年度排水管洗浄清掃業務委託の支出負担行為伺書には、仕様書および見積りの状況を明らかにする書類が添付されていないので、今後、執行伺を省略できる同種の契約を締結しようとする場合には、委託料の積算基礎となる業務内容や業者選定の経緯が明確になるよう、これらの規定に基づく書類を作成し、支出負担行為伺書に添付されたい。

(塩江病院事務局)

オ 業務委託契約の履行確認に係る検収を適正にすべきもの

高松市契約規則第32条では、契約代金は検収調書に基づかなければ支払をしてはならないが、契約金額が少額であって検収調書を作成する必要のないものは、検収に当たった職員が支出命令票に検収済の確認印を押印することによって、これに代えることができると規定されているが、平成19年度エレベーター保守管理業務委託の支出命令書には、検収済の確認印が押印されていないので、今後においては、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(塩江病院事務局)

カ 業務委託契約の履行確認に係る検収を適正にすべきもの

高松市契約規則第30条第2項では、検収員は、物件の買入れその他の契約についてその給付が完了したときは、契約書その他の関係書類に基づいて、当該給付の内容および数量について検収を行わなければならないと規定されているが、平成19年度CTスキャナ装置保守点検業務委託契約については、仕様書で5月、9月、1月の計3回の定期保守点検のほか、契約期間中は24時間体制の緊急保守サービスによる随時保守点検業務（故障修理）を実施する旨を規定しているにもかかわらず、契約期間満了前となる1月の定期保守点検終了後に検収を行っていたので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、契約業務の履行後に適正な検収を行われたい。

(塩江病院事務局)

キ 業務委託契約に係る支出を適正にすべきもの

高松市病院事業の財務に関する特例を定める規則第25条第3項では、前金払を受けた者は、役務の提供が完了した後、5日以内に当該前金払に関する精算書を作成し証拠となるべき書類を出納員に提出しなければならないと規定されているが、平成19年度被ばく放射線量の測定検査業務委託については、前金払により委託料を支出しているにもかかわらず、精算書が作成されていないので、今後においては、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(塩江病院事務局)

ク 業務委託契約に係る仕様書を作成すべきもの

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定されているが、人工呼吸器(ベネット機種740)保守点検委託および全自動総合血液学分析装置保守点検業務委託の支出負担行為伺書には、仕様書が添付されていないので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、同規定に基づき仕様書を作成し、支出負担行為伺書に添付されたい。

(香川病院事務局)

ケ 行政財産の目的外使用許可に伴う使用料を適正に算定すべきもの

高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例第2条および別表では、建物を使用する場合の使用料は、使用する建物の評価額に100分の6を乗じて得た額と使用する土地の評価額に100分の4を乗じて得た額との合計額に100分の105を乗じて得た額に、当該使用部分に係る電気、水道、ガス、冷暖房および清掃に要する費用ならびに共益費等の実費に相当する額を加算した額とすると規定されているにもかかわらず、香川病院内のテレホンカード自動販売機については、その売上金額の1.05パーセントを使用料として使用許可しているので、今後、同様の使用許可を行う場合には、同規定に基づき適正に算定した使用料を徴収されたい。

(香川病院事務局)

2 監査の結果に付する監査委員の意見

一者随意契約の業者選定理由について

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、なるべく2以上の者から見積書を提出させなければならないと規定し、平成13年4月2日付け高管号外企画財政部長・土木部長通知「契約事務の取扱いについて（通知）」でも、業者の選定に当たっては、特定の者に限られる客観的合理性のある場合を除き、幅広く選定することとされているが、一者随意契約により契約を締結している高松市民病院電気設備保安点検業務委託（保護継電器試験・高圧ケーブルP I試験）の支出負担行為伺書には、業者選定理由書が添付されているものの、その理由には、特定の者に限られる客観的合理性が明確に示されていないので、今後、一者随意契約による見積徴取をしようとする場合には、特定の者に限られる合理性・妥当性のある具体的な業者選定理由を明記されたい。

(市民病院事務局)

第2 環境部定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成19年度および平成20年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対 象		期 間
部 課 等	事 務	
環境部	環境総務課 (環境施設対策室) 環境保全推進課 環境指導課 (適正処理対策室) 環境業務課 南部クリーンセンター 西部クリーンセンター 衛生処理センター	平成19年度および平成20年4月1日から同年9月25日までの事務の執行および財務に関する事務の執行

(2) 監査の方法

平成19年度および平成20年度の事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）および第15項（組織および運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に

努められるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 公文書公開に係る公・非の事前判断結果の記載を適正にすべきもの
文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することと規定されており、また、同手引の第5章第3節第4項では、公開と判断されないものについて、「公開・非公開の区分」欄に部・時・非のいずれかを表示するとともに、判断基準から理由を選び、その記号を記入することとされているが、環境総務課の伺決裁の起案用紙には、公文書公開に係る公・非の事前判断結果が記入されていないもの、環境指導課の伺決裁の起案用紙には、公文書公開に係る記号の記入はされているものの、判断基準からの理由の記号が記入されていないものが見受けられたので、今後、伺決裁を起案する場合には、適正な事務処理を行われたい。

(環境総務課・環境指導課)

イ 適正な補助金等交付指令書を使用すべきもの

補助金等を概算交付する場合には、高松市補助金等交付規則第9条第2項に基づき補助金等交付指令書(様式第11号)によって申請者に通知しなければならないが、概算払により支出している平成19年度高松市環境美化都市推進会議補助金については、異なる様式の補助金等交付指令書により通知しているので、今後、概算払で同様の補助金を交付する場合には、同規定に基づき適正に事務処理されたい。

(環境保全推進課)

ウ 連帯保証人の取扱いに係る事務処理を適正にすべきもの

契約の締結に当たっては、高松市契約規則第26条第1項に基づき契約者に連帯保証人を立てさせなければならないが、平成19年度一般環境大気中等ダイオキシン類濃度測定業務委託契約については、連帯保証人を立てさせることを免除できる根拠規定となる同項第1

号から第4号までの各号いずれにも該当せず、かつ、同項第5号に該当する特別の事由がないにもかかわらず、見積徴取伺決裁に同項と記載したまま、連帯保証人を立てさせずに契約を締結しているので、今後、同様の契約を締結しようとする際には、同規定に基づき適正に事務処理されたい。

(環境指導課)

エ 適正な見積業者等一覧表を作成すべきもの

平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について(通知)」により、見積徴取を行う際に用いる見積業者等一覧表は、前年度の実績額や見積参加業者を記載する様式に改定されているにもかかわらず、平成20年度PCB台帳用パソコン等賃貸借に係る見積徴取伺決裁では、改定前のものが用いられていたため、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、適正な見積業者等一覧表を作成し、決裁に添付されたい。

(環境指導課)

オ 仕様書と契約書の業務内容に整合性を図るべきもの

高松市環境業務センター自動式車両洗浄施設からの放流水水質検査に伴う検体については、見積徴取伺決裁に添付されている仕様書で市が持ち込むことと規定しているにもかかわらず、その契約書第2条では、検査実施業者が採取を行うことと約定しており、仕様書と契約書の業務内容が合致しないまま契約を締結しているので、今後、同様の契約を締結しようとする場合は、業務内容の整合性が図れるよう、仕様書に基づく条項を契約書に約定されたい。

(環境業務課)

カ 適正な契約書を作成すべきもの

一般廃棄物の運搬、処分等を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項および同法施行令第4条第8号の規定に基づき、委託契約書に受託者が同施行令同条第1号から第3号までの基準に該当しなくなった場合に契約解除ができる旨の条項を含めることと規定されているが、西部クリーンセンター

焼却灰等積込みおよび運搬業務委託契約については、同条項が盛り込まれていない契約書により契約締結しているもので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、これらの規定に基づき適正な契約書を作成し、契約を締結されたい。

(西部クリーンセンター)

キ 同一の支払条件により算定した見積書を徴取すべきもの

自家用電気工作物保安管理業務委託料については、見積徴取通知書で支払条件を完了払としているものの、最も安価な見積金額が、前金払を前提に算定されているにもかかわらず、これを適正なものとして契約締結し、前金払で支出しているもので、今後、同様の契約を締結する場合には、同一の支払条件により算定された見積書を徴取し、契約書の支払方法等を約定する条項に見積徴取通知書の支払条件を盛り込むなど、支出方法の明確化を図るほか、受託者からの請求がその条項に基づく適正なものであることを確認の上、支出されたい。

(衛生処理センター)

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 補助事業の実績確認について

平成20年度ステーション管理傷害保険料補助金に係る補助事業等実績報告書には、その関係資料として収支決算書が添付されているが、各地区内ごみステーションの協力員およびリサイクル推進員が行事参加により被る傷害を担保するための傷害保険に加入したことを証する証書類の写しが添付されておらず、補助事業の実績が十分に確認できない事務処理となっていたので、今後、補助事業の実績確認を行う場合には、補助金交付申請者に対し、事業内容の実績を具体的に示した書類等の提出を求めるなど、適切な実績確認がなされるよう、事務処理方法の見直しを検討されたい。

(環境業務課)

(2) 交付金に係る交付事務について

平成19年度南部クリーンセンター埋立処分地の周辺美化活動事業に係る補助金等交付申請書に添付されている収支予算書および補助事業等

実績報告書に添付されている収支決算書の支出区分欄には、活動費の記載しかなく、その経費の具体的内容が明記されていないので、今後は、高松市補助金等交付規則などの関係諸規定に基づき、交付金申請者に対し、支出額を構成する各経費の内容が明確に分かるものとするよう指導するとともに、これに基づき、交付決定の審査や実績確認を行われたい。

(南部クリーンセンター)

(3) 事業交付金の実績確認について

高松市西部クリーンセンター事業交付金の実績確認については、同交付金交付要綱および高松市補助金等交付システム見直し基準に基づいてなされるべきところ、西部クリーンセンター運転状況等説明会の交付金に係る実績報告書の決算書では、交付額と同額の支出状況および支出内訳として開催経費（昼食等）の記載に止まり、交付の対象となっていた事業の実績結果報告書や支出対象事業の状況など、事業内容の実績または成果を示した書類が添付されていないものが見受けられた。

交付金交付対象事業の執行実績および対象経費の精算その他の執行状況の具体的な検査・検証は、交付金支出の透明性や適法性・公正性の確保を図る上で、適正に行われるべきであり、今後においては、交付金交付申請者に対して、交付金対象事業の趣旨や事業計画書に対応した実績報告書など関係書類の提出について、より適切な指導を行われたい。

(西部クリーンセンター)

(4) 水質検査実施に伴う契約手続について

陶最終処分場等地下水および放流水の水質検査については、契約の都度、検査の信頼性が高く、国および県が指導し設立した社団法人であることを理由に選定した1者と随意契約により契約を締結しているが、これら見積徴取伺決裁の中には、同一日または近接日に起案されたものが見受けられた。

業者の選定については、県内を検査区域とする水質検査機関が他にも複数あることから、競争見積合せの実施を検討するとともに、契約件数についても、事務の効率化を図る観点から、年間契約などの実施を検討されたい。

(西部クリーンセンター)

第3 今回の監査を踏まえての総括的意見等

行政財産使用許可に伴う事務処理に係る規定のあり方について

行政財産の目的外使用許可については、高松市公有財産事務取扱規則および行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準に基づき事務処理しなければならないが、今回の病院部の定期監査において、テレホンカード自動販売機の設置に伴う行政財産の使用許可に当たり、売上金額に一定の割合を乗じた額を使用料として徴収している事例が見受けられたため、関係規定に準拠した運用について指摘したところであるが、今事例のように、占有面積が僅かな自動販売機の設置に伴う使用許可に当たっては、実態に即した合理的な手法の一例とも考えられる。

このような事例を踏まえ、公有財産を総括的に管理する課にあっては、今後の公有財産の管理に当たり、先般、市有財産の自動販売機の設置に関し、売上金額を基準とする販売手数料の徴収を目的として「自動販売機設置事業者公募選定要項」を示されたように、社会情勢の変化に即応した効率的な事務処理が図れるよう、適宜適切な関係諸規定の見直しに留意されたい。

第4 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

1 公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載すべきもの

(1) 改善を要する事項

文書法制事務の手引の第5章第3節第4項では、公開と判断されないものについて、起案用紙の「公開・非公開の区分」欄に部・時・非のいずれかを表示するとともに、判断基準から理由を選び、その記号を記入することとされているが、市民税課の伺決裁の起案用紙には、公文書公開に係る記号の記入はされているものの、判断基準からの理由の記号が記入されていないものが見受けられたので、今後、伺決裁を起案する場合には、適正な事務処理を行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年8月21日）

伺決裁の起案用紙については、平成20年度定期監査結果報告の公表後直ちに、文書法制事務の手引の第5章第3節第4項に基づき、判断基

準から非公開の理由の記号を記入した。併せて、関係職員に記入および確認の徹底を図り、事務処理を適正に行うよう周知した。

(財務部市民税課)

2 遅延利息に関する条項を契約書に約定すべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市契約規則第35条では、契約者が契約期間内にその義務を履行しないときは、履行期間の延長を認めた場合を除き、遅延日数に応じた遅延利息を徴収する旨をあらかじめ約定しなければならないと規定しているが、消防用設備保守点検業務委託契約書には、遅延利息の徴収に関する条項が盛り込まれていないので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、同規定に基づき適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年8月22日）

遅延利息に関する条項については、当該監査後、直ちに職員に対し周知徹底を図り、平成19年度の契約書から高松市契約規則第35条に規定する契約の履行遅延に対する遅延利息の率を約定した。

(健康福祉部健康福祉総務課こくぶんじ荘)

3 公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載すべきもの

(1) 改善を要する事項

文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することとされているが、介護老人保健施設こくぶんじ荘の各種伺決裁の起案用紙には、公文書公開に係る公・非の事前判断結果が記入されていないものが見受けられたので、今後、伺決裁を起案する場合には、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年8月22日）

公文書公開に係る公・非の事前判断結果が記入されていないものについては、文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号に基づき、公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記入した。

また、同手引の第5章第3節第2項第1号に該当する一部非公開であるものについて公と記載されたものについては、高松市情報公開条例第

7条第1号に基づき、一部非公開に改めた。

(健康福祉部健康福祉総務課こくぶんじ荘)

4 適正な契約書を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

特別管理産業廃棄物の運搬、処分等を委託する場合は、委託契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第4項、同法施行令第6条の6第2号および第6条の2第3号の規定に基づき、委託する産業廃棄物の種類および数量などの条項を規定しなければならないが、こくぶんじ荘特別廃棄物収集運搬処理業務委託契約については、これらの条項が盛り込まれていない請書により契約締結しているため、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、規定に基づき適正な契約書を作成し、契約を締結されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年8月22日）

こくぶんじ荘特別廃棄物収集運搬処理業務委託に係る契約書については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の規定を踏まえ、委託する産業廃棄物の種類および数量などの条項を規定した委託契約書を作成し、適正な事務処理を行った。

(健康福祉部健康福祉総務課こくぶんじ荘)

5 物品完納届等の受理に係る事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

物品供給契約の相手方から提出された物品完納届については、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第17項の規定に基づき、専決者（主管課長）までの決裁を受けなければならないが、契約監理課のジャムバター入れほか3件に係る物品完納届は、その受理に係る決裁を受けていないため、今後、同種の届を受理したときは、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年9月5日）

物品完納届等の受理に係る事務処理については、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第17項の規定に基づき、平成20年8月15日以降の事務処理分から専

決者までの決裁を受けることとし、適正な事務処理を行うようにした。

(財務部契約監理課)

6 適正な見積業者等一覧表を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」により、見積徴取を行う際に用いる見積業者等一覧表は、前年度の実績額や見積参加業者を記載する様式に改定されているにもかかわらず、保存版ごみ分別ガイドブック追加製作委託に伴う見積徴取伺決裁には、改定前の見積業者等一覧表が添付されているので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な見積業者等一覧表を作成し、決裁に添付されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年9月17日）

適正な見積業者等一覧表を添付すべきものについては、平成19年11月21日起案の保存版ごみ分別ガイドブック改訂・増刷委託に伴う見積徴取において、改正された見積業者等一覧表を作成し、決裁に添付した。

(環境部環境保全推進課)

7 業務委託契約の遅延利息を適正な利率で約定すべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市契約規則第35条に規定する契約の履行遅延に対する遅延利息の率は、平成18年4月1日から、年3.6パーセントから年3.4パーセントに変更されているにもかかわらず、保存版ごみ分別ガイドブック追加製作委託契約書の条項のうち、履行遅滞に係る条項の遅延利息の率は、変更前のもので約定されているので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、同規定に基づき、適正な率で約定されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年9月17日）

業務委託契約の遅延利息を適正な利率で約定すべきものについては、平成19年12月3日契約の保存版ごみ分別ガイドブック製作契約において、高松市契約規則第35条に規定する契約の履行遅延に対する遅延利息率3.4パーセントにより、契約を締結した。

8 保健医療業務委託の協定に係る仕様書の作成等をすべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定し、平成13年4月2日付け高松号外企画財政部長・土木部長通知「契約事務の取扱いについて（通知）」でも、委託業務を発注する場合においては、業務範囲の特定を行うために、仕様書を作成することを定めているが、保健医療業務委託契約に基づき、各所管課で起案された個別の保健医療業務の実施に係る協定書締結伺決裁には、保健医療業務の具体的な業務内容を示した仕様書が添付されていないので、今後、これらの協定をしようとする場合には、委託料の積算基礎となる保健医療業務の内容が明確になるよう、同規定等に基づき仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

また、高松市事務決裁規程別表第1人事の表第2項の検収員の任命は、執行伺決裁上で行わなければならないが、協定書締結伺決裁では、その任命が行われていないので、今後は、決裁上で検収員を定めるなど、検収体制を明確にされたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年10月16日）

保健医療業務委託契約については、平成20年度から仕様書を作成し、決裁に添付するとともに、決裁上で検収員を定めた。

(健康福祉部保育課)

9 休日勤務・時間外勤務命令簿の事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

休日勤務・時間外勤務命令に関しては、職員の給与に関する条例、同条例施行規則、職員の時間外勤務等の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づき、事務処理しなければならないが、休日勤務・時間外勤務命令簿で、時間外勤務の確認者以外の者が確認印を押印しているものおよび週休日の勤務と正規の勤務時間を同一の列に記載しているものが見受けられたので、今後は、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年10月16日）

確認者以外の者の確認印や同一列への週休日勤務と正規勤務時間の記載については、公表日以後、適正に処理した。

（健康福祉部こども未来課）

10 保健医療業務委託の協定に係る仕様書の作成等をすべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定し、平成13年4月2日付け高管号外企画財政部長・土木部長通知「契約事務の取扱いについて（通知）」でも、委託業務を発注する場合においては、業務範囲の特定を行うために、仕様書を作成することを定めているが、保健医療業務委託契約に基づき、各所管課で起案された個別の保健医療業務の実施に係る協定書締結伺決裁には、保健医療業務の具体的な業務内容を示した仕様書が添付されていないので、今後、これらの協定をしようとする場合には、委託料の積算基礎となる保健医療業務の内容が明確になるよう、同規定等に基づき仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

また、高松市事務決裁規程別表第1人事の表第2項の検収員の任命は、執行伺決裁上で行わなければならないが、協定書締結伺決裁では、その任命が行われていないので、今後は、決裁上で検収員を定めるなど、検収体制を明確にされたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年10月16日）

保健医療業務委託の協定に係る仕様書の作成および検収体制の明確化については、平成17年度から、保健医療業務委託仕様書を作成し、検収員を定めた。

（健康福祉部保健対策課感染症対策室）

11 前渡金の精算処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市会計規則第75条第2項では、資金前渡を受けた者は、その前渡金の正当債権者への支払の後、精算により前渡金に精算残金が生じたときは、精算と同時に、現金を即日指定金融機関等に納入しなければな

らないと規定されているが、資金前渡を受けた家庭用品衛生検査および腸炎ビブリオ食中毒防止対策事業用の検体購入費に係る前渡金の精算に当たり、精算日を過ぎて、その精算残金を金融機関に納入しているものが見受けられたので、今後、前渡金に精算残金が生じたときは、同項の規定に基づき、その精算処理を適正に行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年10月27日）

資金前渡を受けた家庭用品衛生検査の検体購入費に係る前渡金の精算については、平成17年度から前渡金の精算残金が生じたときは、精算と同時に、現金を即日指定金融機関等に納入することとした。

（健康福祉部生活衛生課）

12 業務委託契約に係る個人情報の取扱いを適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

出産汚物収集業務委託の契約内容には、個人情報を取り扱う事務が含まれているにもかかわらず、受託者が個人情報取扱特記事項を遵守する旨の条項が設けられていないので、今後、同契約を締結しようとする場合は、「個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき、個人情報が適正に取り扱われるよう、契約条項を改められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年10月27日）

出産汚物収集業務委託契約に係る個人情報の取扱いについては、平成20年度から個人情報が適正に取り扱われるよう、契約条項に個人情報取扱特記事項を遵守する旨の条項を設けることとした。

（健康福祉部生活衛生課）

13 犬猫不妊去勢手術費補助金交付申請書に適正な領収証を添付すべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市犬猫不妊去勢手術費補助金の交付申請については、同補助金交付要綱第6条で、交付申請者は犬または猫の不妊去勢手術費を支払ったことを証する領収証（不妊去勢手術を実施した日が記載されているものに限る。）を添えて、同補助金交付申請書を市長に提出しなければならないと規定されているが、同補助金交付申請書には、手術の実施日を

記載していない領収証が添付されているにもかかわらず、これを適正なものとして受け付け、補助金を交付している事例が見受けられたので、今後、同様の申請に際しては、手術の実施日が記載されている適正な領収証を添付するよう申請者を指導するなど適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年10月27日）

高松市犬猫不妊去勢手術費補助金の交付申請については、平成19年度から社団法人香川県獣医師会を通じて、領収証に手術の実施日を記載するよう動物病院へ周知するとともに、申請者に手術の実施日が記載されている適正な領収証を添付させるよう指導した。

（健康福祉部生活衛生課）

14 業務委託に係る收受文書の事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

受託者から提出された完了届の受理に係る取扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第17項の規定に基づき、専決者（主管課長）までの決裁を受けなければならないが、高松第一高等学校インターネット等接続環境整備および保守業務委託契約に係る完了届については、その受理に係る決裁を受けていないので、今後、完了届を受理したときは、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年10月29日）

業務委託に係る收受文書については、平成19年度から、情報システム運用保守委託業務に係る完了届を受理し、決裁を受けるよう改めた。

（教育部高松第一高等学校）

15 行政財産の目的外使用許可に係る事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

国および公共団体以外のものが提出する行政財産使用許可申請書に連帯保証人の連署をさせない場合は、高松市公有財産事務取扱規則第26条第2項ただし書の規定による公有財産管理者において必要がないと認める理由を使用許可伺決裁に明記しなければならないが、高松第一高等学校連結館・食堂に係る使用許可申請書には、連帯保証人を立てさせて

いないにもかかわらず，同伺決裁にその根拠規定および理由を記載していないので，今後，同様の決裁を受ける場合は，これらの事項を決裁に明記されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年10月29日）

行政財産の目的外使用許可に係る事務処理については，平成18年度から，高松第一高等学校連結館・食堂に係る使用許可伺決裁に連帯保証人を立てさせない根拠規定および理由を記載するよう改めた。

（教育部高松第一高等学校）

16 使用公有財産返還届を提出させるべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市公有財産事務取扱規則第35条では，公有財産管理者は，公有財産の使用または貸付期間満了のとき，もしくは使用の取消または契約解除のとき，使用者または借受人に使用（借受）公有財産返還届を提出させなければならないと規定されているが，高松第一高等学校の敷地内に設置されていた有線電話柱は，既に撤去されているにもかかわらず，使用者から使用公有財産返還届を提出させていないので，同規定に基づき，使用者から同返還届を提出させるとともに，行政財産使用許可台帳の整理を行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年10月29日）

高松市有線放送電話協会から平成17年12月31日付けで使用公有財産返還届を提出させるとともに，行政財産使用許可台帳の整理を行った。

（教育部高松第一高等学校）

17 休日勤務・時間外勤務命令簿の事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

休日勤務・時間外勤務命令に関しては，職員の給与に関する条例，同条例施行規則，職員の時間外勤務等の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づき，事務処理しなければならないが，障害福祉課の同命令簿では，開始・終了時刻の記載がないものおよび時間外勤務の確認者以外の者が確認印を押印しているものが

見られたので、今後は、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年11月4日）

休日勤務・時間外勤務命令簿の事務処理については、平成20年度から開始・終了時刻の記載および時間外勤務の確認者が確認印の押印を適正に処理するよう改めた。

（健康福祉部障害福祉課）

第5 前回までの監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

1 時間外勤務の縮減に向けた対応策について

(1) 意見を付した事項

健康福祉部については、事務量の増加などに伴い時間外勤務が多くなっているため、今後においても、時間外勤務の縮減に向けて事務の見直しを進められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年10月16日）

時間外勤務の縮減に向けての事務の見直しについては、平成15年度から、事務の簡素・効率化を図る中で、係内職員・非常勤嘱託に、繁忙期はもとより、日々の窓口対応にも応援を求めるとともに、臨時的任用職員の効率的雇用も図りながら、時間外勤務の縮減に取り組んだ。

（健康福祉部こども未来課）

2 補助金交付の在り方の見直しについて

(1) 意見を付した事項

平成15年10月に策定された財政運営指針では、補助金等交付の適正執行を図るため、効果の有無等の観点から見直しを行い、一層の整理・合理化に努めることとされ、補助金の交付額はもちろんのこと、交付時期、支払方法など補助金交付の在り方の検討をすべきであるにもかかわらず、平成15年度高松市食品衛生推進事業の補助金は、その事業が年間を通じて行われるものでありながら、単に、他の地方公共団体の補助金の交付時期に合わせることを理由に、事業満了月の3月下旬に概算払により交付されており、その取扱方法の適正性や相当性の検討が十分になされぬまま、事務処理されているので、今後は、補助の効果や事

務手続の適正性の観点から、交付時期や支払方法など補助金交付の在り方の見直しを行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年10月27日）

高松市食品衛生推進事業補助金については、平成20年度から廃止した。

（健康福祉部生活衛生課）

3 時間外勤務の縮減に向けた対応策について

(1) 意見を付した事項

健康福祉部については、事務量の増加などに伴い時間外勤務が多くなっているため、今後においても、時間外勤務の縮減に向けて事務の見直しを進められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年11月4日）

時間外勤務の縮減に向けての事務の見直しについては、合併や機構改革により2係13名から4係26名体制となったことや、様々な業務改善と改革に継続して取り組んだ結果、一人当たりの年間時間外勤務が平成14年度の619時間に対し、平成19年度は126時間、平成20年度上半期は62時間になった。

（健康福祉部障害福祉課）

4 収入未済額の繰越調定手続について

(1) 意見を付した事項

身体障害者更生援護施設入所者負担金の収入未済額については、滞納整理簿による管理が行われているものの、適正な時期に繰越調定の手続がとられていないなど、収入管理上の手続の一部に不適切な事務処理が見受けられたので、今後は、関係法令等に基づき、調定額、収入額、収入未済額等を常に的確に把握・管理することはもとより、収入管理上の手続規定にも留意し、収入事務の適正な執行に努められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年11月4日）

身体障害者更生援護施設入所者負担金に係る収入未済額の収納管理については、調定した歳入のうち、当該年度に収入することができなかったものについて、翌年度にその額を繰越調定することとした。

5 福祉電話使用料納付金の収入未済額の収納対策について

(1) 意見を付した事項

高松市福祉電話貸与事業実施要綱に基づく福祉電話の貸与に係る身体障害者福祉電話の使用料納付金については、平成16年度から、N T Tの協力を得て、福祉電話利用者からの納付金の徴収方法の見直しによる収入未済額の発生防止や過年度滞納分の分割納付による収納など、収入未済額の収納対策が講じられているが、抜本的な解消には至っていないので、今後、より一層の実効性ある収納対策の強化に努められたい。

なお、収納対策の実施に当たっては、身体障害者福祉電話および老人福祉電話の使用料納付金の取扱部局がそれぞれ異なるものの、同一の要綱で事業運営がなされているので、その取扱部局間で、効果的な収納方法を協議するなど、協力して取り組むことも検討されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成20年11月4日）

身体障害者福祉電話の使用料納付金については、全庁的な取組である収納対策の一環として、部内において強化期間中に管理職による滞納者への催告を行うなど積極的な取組を行うとともに、平成18年度から収納対策実施計画を策定して、同計画に基づき滞納者に対し、電話や面談等により納付の催促を行った。